

令和6年度 宇和島市UIターン保育士支援事業

※1
宇和島市内の保育施設にUIターンのうえ就職する保育士さんに
引越しや生活用品購入・家賃等にかかる費用の一部を補助します

補助対象者 以下の要件を全て満たす方が対象となります。

- ▶ 宇和島市内に住所を有する方（住民登録のある方）
- ▶ 保育士等の資格を有する方又は就職までに有することが見込まれる方
- ▶ 宇和島市内の保育所等で1ヶ月当たり120時間以上又は1日6時間以上かつ月20日以上保育士等として新たに勤務する方で、3年以上市内に居住の上継続して勤務する意思を有する方
- ▶ **UIターン要件（次のいずれかに該当する方）**
 - ① 市内の保育所等への就職を機に愛媛県外から市内へ転入した方
 - ② 指定保育士養成施設に入学する前に市内在住であった者であって、同施設を卒業した翌年度の就職を機に市内へ転入した方（市内出身で就学期間に住民票の異動がない場合を含む）

※次に該当する場合は当事業の対象外です。

- (1) 採用事業者が運営する市外の私立保育施設等に保育士等で勤務し、転動等により市内の保育所等に勤務する方
- (2) 勤務開始日前の1年以内に、常勤・非常勤問わず県内の保育所等に勤務していた方
- (3) 施設長、主幹保育教諭、主任保育士又はこれに類する管理職務等に從事しており、特定教育・保育業務に専念していない方
- (4) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等を受けている方
- (5) 賃貸人への家賃を滞納している方
- (6) 宇和島市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する方
- (7) 過去にこの要綱に基づく補助金又は県内他市町の要綱等に基づく同種の補助金等の交付を受けている方
- (8) 移住に係る他の補助制度を受けたことがある方

※1 宇和島市内に所在する認可保育所、認定こども園、家庭的保育所が対象となります。

補助上限額

20万円

POINT!

補助対象者に該当する方が
裏面掲載の対象経費を
支払っている場合に
当制度をご申請いただけます



補助対象経費

採用された保育所等で勤務を開始するために要した、市内の保育所等に内定した以降に申請者自身が支払った次の費用が対象となります。※2

住居費・引越し費用

賃借費用

賃料・共益費・礼金・仲介手数料

申請者本人が賃貸借契約の名義人であり、当該住宅の家賃を支払っていること

ただし、次の費用は補助対象外となります。

- ・敷金・駐車場代・地代・光熱水費・設備購入費
- ・住宅手当分（勤務先から住宅手当が支給されている場合）
- ・その他適当でないと認める費用

引越し費用 ※3

引越業者又は運送業者への支払い、引越しの際の高速道路の利用料、レンタカー代

旅費 ※3

移住前住所地と移住先住所地間の移動に要する公共交通機関又は高速道路の利用料金

※2 他の補助金等の助成対象とならない経費

※3 ガソリン代は対象外

新生活用品購入費用

市内の店舗で購入した生活用品の購入費用
（趣味、娯楽に要するものは対象外）

生活物品

家具、寝具、生活家電 等
（洗濯機、冷蔵庫、テレビ等。消費税、送料、配達料、設置工事費を含みます。）

※次の費用は補助対象外

- ・家電リサイクル費用 ・処分費用
- ・付属品等購入費 ・中古品

勤務に使用する物品

被服（エプロン・運動服等）
保育に関する教材、書籍 等

通勤に使用する自転車

※ヘルメット等付属品を含む

※自動車、バイク、原動機付き自転車は対象外



提出書類

- | | |
|---|--|
| ☐ 補助金交付申請書（様式第1号） | ☐ 保育士証の写し（または取得を証明する書類） |
| ☐ 住民票の写し | ☐ 対象経費の区分ごとに必要な書類 |
| ☐ 保育所等勤務（採用）証明書（様式第2号） | ☐ その他市長が必要と認める書類 |
| ☐ 履歴書（様式第3号） | |

【該当者のみ】

- ☐ 戸籍の附票又は入学前に住んでいた自治体に居住していたことを証明する住民票（除票）等
（入学前に住んでいた自治体を確認できる書類）※UIターン要件②に該当する場合。入学前に住んでいた自治体からの住民票の移動を伴わない場合は不要。
- ☐ 指定保育士養成施設の卒業証明書
※UIターン要件②に該当する場合。

申請の流れ

申請書類ご提出後、審査を行います。審査にお時間がかかる場合や、審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。書類審査の結果、補助金の交付可否を通知します。



申請 〆 切

令和7年3月21日（金）

※予算の上限に達し次第、終了となります。

／ 制度の詳しい情報はHPをご覧ください、下記までお問い合わせください ／

問い合わせ

宇和島市役所保健福祉部 こども家庭課（1階23番窓口）

電話番号：0895-49-7017 メール：kodomoka@city.uwajima.lg.jp

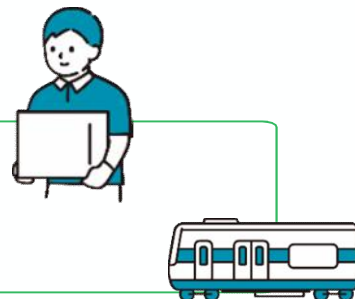
HP：https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/49/uwajimauijhoikushi.html



（別紙）補助対象経費の区分ごとに必要な書類

住居費・引越し費用

- ・移住のために必要な引っ越しに係る経費
- ・移住のために必要な旅費



☐ 領収書またはその写し及びその他の書類

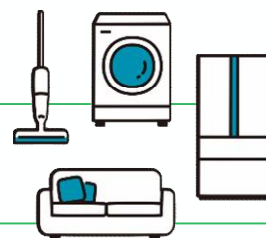
・住宅賃借に係る経費



- ☐ 賃借契約書の写し
- ☐ 給与所得のある夫婦の住宅手当支給状況証明書（様式第10号）
- ☐ 住宅賃借に係る費用であることが確認できる領収書またはその写し

新生活用品購入費用

・新生活を開始するにあたり必要な物品等



- ☐ 領収書またはその写し
- ☐ （家電）製造事業者が発行した保証書
- ☐ （家電）配置、設置後の写真

- ・保育所等での勤務に使用する必要物品
- ・保育所への通勤に使用する自転車
- ・その他市長が必要と認める経費



☐ 領収書またはその写し